

平成30年第3回

# 小中学校組合議会定例会会議録

開催日 平成30年11月19日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

平成30年第3回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

平成30年11月19日（月）

午前10時20分 開議

議事日程（第1号）

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 諸般の報告
- 日程第4. 承認第2号 損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第5. 認定第1号 平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第6. 議案第4号 平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計  
補正予算（第2号）について

## 会議に付した事件

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期の決定
- 日程第 3 . 諸般の報告
- 日程第 4 . 承認第 2 号
- 日程第 5 . 認定第 1 号
- 日程第 6 . 議案第 4 号

出席議員（10名）

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 1 番 | 小嶋耕造君  | 2 番  | 木戸一善君 |
| 3 番 | 高島久美子君 | 4 番  | 狩野揮史君 |
| 5 番 | 近藤昭文君  | 6 番  | 多田宗儀君 |
| 7 番 | 長尾重信君  | 8 番  | 土井巧君  |
| 9 番 | 小島一君   | 10 番 | 吉田良子君 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 教育総務課長    | 中村尚之君  |
| 教育総務課課長補佐 | 板野あゆ美君 |
| 教育総務課課長補佐 | 新地美里君  |

説明のため出席した者の職氏名

|              |        |
|--------------|--------|
| 管 理 者        | 守本憲弘君  |
| 副管理者洲本市長     | 竹内通弘君  |
| 副管理者南あわじ市副市長 | 馬部総一郎君 |
| 小中学校組合教育長    | 浅井伸行君  |
| 洲本市教育長       | 本條滋人君  |
| 会計管理者        | 静永峯雄君  |
| 教育次長         | 山見嘉啓君  |
| 学校教育課長       | 山川直樹君  |

午前10時20分 開会

○議長（吉田良子君） 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日、平成30年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部各位には、公私何かと御多用のところ御出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを心から厚く御礼申し上げます。

さて、本日付議されます案件は、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定、平成30年度一般会計補正予算の3件で、いずれも重要案件であります。議員各位には慎重御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、管理者、南あわじ市長、守本憲弘さんより御挨拶がございます。

○管理者（南あわじ市長 守本憲弘君） おはようございます。平成30年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私大変御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。この機会に、南あわじ市・洲本市小中学校組合の運営の状況を、若干御報告させていただきたいと思っております。

まず、施設の整備関係でございますけれども、この夏、2年間続けて行っておりました小中学校の内装・外装関係の大規模改修工事につきましては、終了いたしました。

また、大阪北部地震を契機に注目をされておりますブロック塀についての対処でございますが、中学校につきましては、この夏の大規模改修に合わせまして撤去が完了いたしました。また、小学校につきましては、平成31年度に改修の予定でございます。

また、現在、教職員の業務負担軽減及び業務改善に向けまして、校務支援システムの導入を進めております。このうち、メール、あるいは掲示板といった、いわゆるグループウェアの部分につきましては、平成31年から稼働予定となっております。また、事業内容等の全体のシステムにつきましては、一応平成33年度を想定して整備

を進めてることとしております。

ソフト面におきましては、ALTによる生きた英語教育の実施、あるいは舞子高校との防災出前授業、防災ジュニアリーダー合宿等による防災教育を進めておるところでございます。今後とも、教育環境の充実に努めてまいりたいと思っております。

本日上程いたします案件は、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定、平成30年度一般会計補正予算の3件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重御審議の上、適切妥当な決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田良子君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

よって、平成30年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長より指名いたします。

5番 近藤昭文さん、6番 多田宗儀さんをお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

管理者より、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおきお願いいたします。

日程第4、承認第2号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

教育次長、山見嘉啓さん。

○教育次長（山見嘉啓君） ただいま上程をいただきました承認第2号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成30年7月25日午後5時ごろ、洲本市五色町鳥飼浦の左カーブ下り坂において、公用車を運転する広田中学校教諭が前方不注意により上ってきた相手方車両に気づくのがおくれ、センターラインをオーバーして相手方に衝突したものでございます。

過失割合につきましては、南あわじ市・洲本市小中学校組合が100%、相手方が0%により示談が成立、損害賠償額が決定し、和解したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年8月7日に管理者による専決処分をさせていただいたもので、同第3項の規定により承認を求めるものでございます

損害賠償の相手方及び損害賠償額につきましては、別紙のとおりでございます。

なお、双方ともこれ以外に今後一切請求を行わないとする、和解の協議ができております。

また、損害賠償金につきましては一旦、南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算の修繕費を公用車事故等賠償金に流用して支払い、後日組合が加入しております全国自治協会より、組合一般会計に損害共済金として収入済となっております。

今後、職員並びに教員の安全運転指導を徹底し、事故を未然に防いでまいりたいと考えております。

以上、承認第2号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明とさせていただきます。慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田良子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 損害賠償額の決定の概要のところでの質問でございますけれども、まず、この事故概要って、わずか3行ほど書かれているところでございますけれども、過失割合が甲が100%ということで、完全に100%甲側の責任というのが読み取れるわけですが、この事故の概要の3行ですが、下り坂を下っていて、前方不注意によって上ってきた相手方車両っていうと、その相手方車両が前方不注意だったんでしょかっていうふうに文章が読み取れまして、そうしますと、損害過失割合の100%と0%というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなっていうのがちょっと単純な質問でございます。それが1点。

本来事故の概要っていうのは、きっちりとした原因をここで書くべきかなというところを一つ思っております。前方不注意というのは、本来は事象であって原因ではないかなと。何かがあって前方不注意されたんだろうかというふうに私は考えたんですけれども、例えば、よそ見、脇見運転をしていたので前方不注意なのか、何か考え事をしていて前がよく見えなくて前方不注意だったのか、なら、前方不注意の背後に本当の原因っていうのがあるのかなというふうには思うんですけれども、その原因をやっぱりきっちり整理しておかないと、甲側の先生の今後の改善というか、その意識につながっていかないんじゃないかなと。

そういうところも一つに思ったわけですが、それとこの事象からすれば、下



り坂のカーブで結局はセンターラインをオーバーしちゃいましたというところだと、その手前から、これは勝手な想像かとは思うんですけども、一つによくあることは、下り坂のカーブでセンターラインをオーバーしたということになりますと、一般的にはスピードの出し過ぎが原因じゃないのかなというふうにも思ったところです。それは真実はどこにあるかはわかりませんが、その疑問点をちょっと教えていただければなというところが、まず最初の1点でございます。

○議長（吉田良子君） 答弁をお願いします。

山川課長。

○学校教育課長（山川直樹君） 学校教育課長、山川でございます。

木戸議員御質問の件でございますが、前方不注意は、この文章的には、ここがございますが、教員のほうでございます。

それと、前方不注意の原因でございますが、助手席の書類のほうにちょっと一瞬目をやったというふうに認識しております。書類が落ちたかどうかで、ぱっとそちらのほうに目が行ったということだったかと思えます。

それと、センターラインのオーバーにつきましてですが、ちょうど下り坂のカーブに差しかかったところで、かなり低速走行ではあったと。視線を助手席のほうに移したために気づくのがおくれて、ブレーキを踏んだんですが、下り坂だったために砂等で滑ったという表現でした。それで、センターラインを越えてぶつかってしまったと。本人いわく、ハンドルを切ったらかわせたんですけども、思わず踏んでしまいましたということで、そのように聞いております。

以上です。

○議長（吉田良子君） よろしいですか。

○議員（木戸一善君） はい。わかりました。ありがとうございます。

○議長（吉田良子君） ほかに質疑はありませんか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） あと一点だけ質問させてください。

冒頭の御説明の中で、この40万円の賠償額ですけれども、共済組合から支払われるということだったのでしょうか。

質問の本来の意図は、この損害賠償額がどなたの費用で、どなたが支払われるんですかっていうところが疑問として1点ございまして、ここに承認事項として挙げられているということは、これは私の勝手な判断かも知りませんが、勤務時間中の公務災害だからってところでこの承認事項が挙げられているのでしょうか、ってところの一つ疑問符もございまして、その共済組合の費用っていうのも、やはり公費から幾らかの補助っていうんですか、何かそういったところが出されているのか、出されていないのか、いや、先生方同士の日ごろの積立金で共済組合が成り立っているということであれば、40万円のうちの幾らかでも、公費からは一切支弁はされてございませんっていつてなされているのかどうかというところを、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○議長（吉田良子君） 山見教育次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 公用車につきましては、保険を全国自治協会に加入しております。管理者が保険料を支払って、一般会計で予算をおいて、当初に支払いを行っております。その保険から共済金が損害賠償金としておりてくると、それは一般会計に歳入されるということです。それと、公務上で公用車ということで、この共済が該当になります。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） その40万円のうち、幾らかでも公費からの支弁というのはなされているのでしょうか。されているのか、されていないのか、ちょっと教えていただけますか。今ではちょっとよく理解できなかったものですから。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） その相手方の車両の修理費として損害賠償金40万円とい

うことで、これについては管理者からお支払いしております。その費用については、共済金から出るということで、組合の会計のほうからは自己負担はありません。強いと言うならば、保険料ということで、保険を掛けているということです。

○議長（吉田良子君） 木戸議員、よろしいでしょうか。

○議員（木戸一善君） 済みません、もう一つだけ。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 私が理解できないのかどうかわかりませんが、要は、公費は一切支弁されていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 損害賠償金ということで、全額公費で負担しております。一般会計の公費ということで、全額40万円を相手方に支払っております。

でも、その保険費については、共済、いわゆる保険がおりにくるということで、改めて費用を負担する必要はないということです。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員

○議員（木戸一善君） その共済金というのは、どなたが100%払われているものですか。要は、その共済金、保険の掛け金っていうんですか、その辺は公費から一切支弁してごさいませんか。それとも、されているんですか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 公用車の共済補填ということで、1台幾らということで年間支払っております。それは保険料ということです。掛け金ですね。

実際、事故が起きて、今回の場合は相手方の車両を破損したということで、損害賠償金が修理代として40万円発生したということで、それは公費から全額を管理者から支出しておることになります。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） その公用車っていうのは、この先生個人の車——マイカーでは

ないということですか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 保険の掛け金については、保険料として市の公費で払っております。実質、損害賠償金については共済のほうから支弁されるということで、実際には公費からは捻出しておりません。

○議長（吉田良子君） よろしいでしょうか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 実際、この先生というのは、やっぱり道交法違反をされて事故をしまったという、これは事実ですよ。そういう状況の中で、事故っても損害賠償金が一切先生の自腹を切ることなく、共済金、もしくは、その共済金の中の一部保険料というのは公費で支弁されているという、結局係るところ、公費で損害賠償額が支弁されていると。

片や、一方で、その先生は幾ら公務災害といえども、やはり道交法を犯して事故っちゃいましたというところで、それ今の社会情勢というか、今の時代から考えて、やはり本人に過失があって、それが公費の一部から支弁されているというのが、今の社会情勢というか、時代背景を考えれば、それが果たして妥当なのかどうかというところも一つ思いがございますし、さらに、じゃあこれが人身事故で相当の被害を与えてしまったというところでも、例えば何千万という単位で損害賠償額を結局は支払う、その本人は一切何も自腹で支払うことなく、そういう制度の中で支払われるというのが、果たして今の社会情勢の中で妥当なのかどうかというのが、ちょっと私、個人的には疑問符をもっているところなんですけれども。いかがでしょうか。

○議長（吉田良子君） 教育長。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 今言われているその問題等については、市職員についても同じことが議会等で質問されました。

ただ、公務中であるというふうなことが1つ、それと、制度として、市職員も含め

てそういうふうな制度の中で今動いている、課題があるということは十分承知はしておりますけれども、ただ、個人的には道路交通法の違反ということでそれなりの処分は受けたら、そのお金の面は別として、法律上は処分されるということはあるというふうには思っております。

議会等でも多くの質問をいただいておりますので、課題はあるということは十分認識はしております。

○議長（吉田良子君） 馬部副管理者。

○副管理者（南あわじ市副市長 馬部総一郎君） ただいまの御質問なんですが、これは市のほうでも、組合に限らず、こういった案件を提案させていただいております。事故というのが一定程度あるというのが現実でございますが、これは一応法律上は、職員なりに対して求償するというのは可能です。

ただ、実際に求償できるような内容というのが、確か、故意、または重大な過失があった場合に限られておったと思います。その辺のことがございますので、通常はよっぽどのことをしない限りは、なかなか本人に求償するというようなことができないというふうになっておったというふうに記憶いたしております。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 本人に故意、または重大な過失以外は許されますよというところ、公務中であるから許されますという考え方というのは、要は、今の時代背景というか、社会情勢から考えて妥当かどうかというところが一つあると思うんです。

高度経済成長期からバブル期、まさしく官民挙げて浮かれていた時代もあったでしょうし、そのバブルがはじけて、結局その役人天国というところも、いろいろな内規なんかも見直ししながら、やはり綱紀肅正とか、倫理観であるとか、そういったところも議論されてきて今現在に至っているというところも一つにあらうかと思うんです。

そういった状況の中でも、なおかつ、公務中であるからであるとか、故意、または重大な過失、じゃあ、その線引きというのは一体どこにあるのかなというところも、

何かきっちりとした明確な線引きがない限り、その時々によって、その担当者によって、「これは、まあ、いいでしょう」というような判断になっちゃう危険性も、私はあると思うんです。

そういう意味からいうと、いま一つには、ちょっと今の社会情勢から考えるとどうなのかなというところが一つとしては思う。これは最後の質問にさせていただきたいと思うんですけれども、その辺が……今後、先ほど教育長さんがおっしゃったように、確かに課題として認識してございますっていうところがあるんでしたら、一つ今後に向けて、こういう視点も含めて御検討いただければなというところがございます。

○議長（吉田良子君） 馬部副管理者。

○副管理者（南あわじ市副市長 馬部総一郎君） 私もさっきちょっと説明を申し上げましたが、市のほうでも年に何件かはこういったことがありまして、議員の先生方からもいろいろな御指摘を受けております。先ほどおっしゃったように、個人負担のことも議会で取り上げられたこともございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、これは裁判なんかでもそういったことが行われていることもありまして、事実上は、よほどのことでないとなかなか個人に損害賠償させることができないというようなことが現実としてはあるというようなことがございますので、市のほうといたしましても、職員ができるだけ事故を起こさないよう、また、きちんと交通安全、交通ルールを守って運転するようというようなことで注意喚起し、いろいろな研修を受けたりとか、そういったことをやっております。

したがいまして、今後こういったことがないようにといっても、全くなくなるというのはなかなか難しいことなんです、そういったことが極力少なくなるように努力はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 今、裁判でもそれは難しいというのは、これが事実であれば、私の勉強不足ですので、この質問というか、疑問っていうのは一切取り下げさせてい

ただきたいと思うんですけれども、役所が成りかわって損害賠償額を支払います、しかし、個人というか、その職員に求償はしませんが、それが裁判の判例として今現在もあるのであれば、私の質問というのはちょっと勉強不足というふうになると思うんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。裁判の判例でいきますと、それはまさしく職員への求償というのは一切ございませんと、その理解でよろしいですか。

○議長（吉田良子君） 馬部副管理者。

○副管理者（南あわじ市副市長 馬部総一郎君） 一切ないということはないと思うんですが、仕事を、公用車の運転にしてもそうですし、ほかの仕事においてもそうなんですが、人間ですのでミスとか、そういうようなことを全く起こさないというふうになっていないといえますか、ある程度の、いいことではありませんが、一定程度そういったミスとか、そういうようなことが起こり得るという前提でそういうものが考えられているというふうに理解しております。

したがって、私どもとしては、極力そういうようなことがないように監督指導していくということに尽きるのかなというふうに思っております。

○議長（吉田良子君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） やはり課題が認識されていて、今後、引き続きそれはいろいろと検討していきますということであれば、私はそれはそれでいいのかなという理解はしましたけれども、その辺は、今後検討していただけるという理解でよろしいでしょうか。いや、もう検討の余地もございませんというのかどうか。

○議長（吉田良子君） 浅井教育長。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 私は、先ほど、課題があるというふうな話をさせてもらいました。それが本当にできるのかということも含めて検討させてもらうというふうなことだろうと思っております。

○議員（木戸一善君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（吉田良子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 異議なしと認めます。

よって、さように決しました。

これより、承認第2号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第5、認定第1号、平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長、山見嘉啓さん。

○教育次長（山見嘉啓君） ただいま上程いただきました認定第1号、平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査



意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

事業及び決算の概要を御説明申し上げます。

本年度についても、次世代の人材を育てる教育を基本目標に、6つの重点課題を掲げ、自立した社会の一員としての基礎を培う場として、確かな学力や学ぶ意欲、共生する豊かな心の育成を目指しました。

大きな施設改修につきましては、第1期の広田中学校校舎大規模改造工事を行いました。老朽化が進んでいた校舎の主に内部改修等で、フローリング床の研磨、建具や普通教室の黒板取りかえ、トイレの全面改修、特別教室や照明器具の改修などを行い、学習環境の整備・改善を実施しております。

こうした結果、平成29年度一般会計決算額は、歳入総額2億4,759万2,449円、歳出総額2億4,060万7,582円、歳入歳出差引額698万4,867円となっております。

なお、決算に係る歳入予算に対する収入割合は、60.5%、歳出予算での執行率は58.8%となっております。これにつきましては、平成30年度へ繰り越した広田中学校大規模改造第2期工事関係で低くなっております。

決算書の5ページ、6ページをお開きください。

事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1億3,811万3,440円でございます。分担金につきましては、学校基本調査の児童生徒数により案分し、南あわじ市が1億2,512万275円、洲本市が1,299万3,165円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、40万7,500円、広田小学校、広田中学校の学校開放による体育施設使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、3,470万6,000円でございます。内訳は、小学校の特別支援教育就学奨励費補助金1万4,000円と中学校の学校施設環

境改善交付金 3, 469万2, 000円でございます。

4款県支出金、1項県補助金、96万8, 000円でございます。内訳は、小学校体験活動事業補助金60万円、トライやる・ウィーク推進事業補助金30万円、わくわくオーケストラ教室バス利用補助事業補助金6万8, 000円でございます。

5款寄附金については収入がございません。

6款繰越金、595万6, 711円、前年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項雑入、34万798円でございます。日本スポーツ振興センター保護者負担金、小学校に設置しております太陽光発電の売電代が主なものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページ、10ページをお開き願います。

1款議会費、72万9, 624円でございます。定例会2回、臨時会1回に係る経費、また、議員報酬が主なものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28万9, 537円でございます。非常勤特別職の報酬、例規集の加除費用が主なものでございます。

2項監査委員費、7万円、委員報酬でございます。

3款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、77万4, 679円、教育委員報酬が主なものでございます。

2目事務局費、1, 951万954円、事務局職員人件費負担金が主なものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。

3目教育振興費、3, 069万9, 221円でございます。小中学校特別支援教育支援員賃金及び児童生徒に係る各種検査委託料、ICT環境整備事業、パソコン等調達業務に係る電算関連借上料、小中学校就学援助費が主なものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、1, 292万1, 024円でございます。小学校

の臨時職員の人件費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

2目教育振興費、899万3,492円でございます。教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、小学校体験活動事業補助金等が主なものでございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

3項中学校費、1目学校管理費、1,284万8,097円でございます。中学校の臨時職員の人件費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

17ページ、18ページをお開き願います。

2目教育振興費、844万339円でございます。教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、トライやる・ウィーク推進事業補助金等が主なものでございます。

3目施設整備費、1億3,358万8,440円でございます。第2期工事に係る実施設計委託料と第1期工事に係る工事監理業務委託料及び校舎等大規模改造工事請負費が主な内容でございます。

4款公債費、1,174万2,175円でございます。長期借入金償還元金、長期借入金償還利子でございます。

5款予備費については、支出はございません。

21ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億4,759万2,000円、歳出総額2億4,060万8,000円、歳入歳出差引額698万4,000円で、実質収支額も同額でございます。

次に、22ページの財産に関する調書でございます。

土地及び建物、物品につきましては、増減はございません。

なお、決算内容の詳細につきましては、別紙附属資料をごらんいただきたいと存じます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田良子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

小島 一議員。

○議員（小島 一君） 監査委員さんにちょっとお聞きしたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田良子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

○議長（吉田良子君） 再開します。

小島 一議員。

○議員（小島 一君） 今回の決算についての意見書を見ておるんですけども、その中で、①、②、③と意見がございます。この中で、組合立解消に向けた返還の割合とか、議論を進めるべきであろうというふうな意見があるんですけども、これの経緯とか、どうしてこういうふうな意見書が上げられておるのか、ちょっと理由のほうをお尋ねいたします。

○議長（吉田良子君） 近藤監査委員。

○議員（近藤昭文君） 監査委員の近藤です。

9月27日に奈良監査委員と2人で監査をさせていただきました。実際、この組合立の解消の問題は、これは今、即どうこうじゃないんですけども、この児童数の減少及び変遷を見ながら、もう一つは、大きな長期債務を抱えているもとの洲本市と南あわじ市の負担の問題も出てきますし、今後どうなっていくか非常に混沌としているところも出てくるから、今後はこういうことも視野に入れてやっていくべきではないかという、そういう問題提起という意味で出てきたかと思います。

○議員（小島 一君） ただ、これがどの場でそういうふうに出て、監査委員さんがそういうふう判断されたのかはわかりませんが、保護者なり、地元では、一切こういう解消についてというふうな議論もなければ、聞いたこともないと。

今回、これが文書化されたということで、やはり誰でも見られる範囲にありますので、そういう議論があるんかというふうなこともちょっと問題になってこようかなというふうに思うんですけども、この出した時期というか、その辺についていかがでございましょうか。

○議長（吉田良子君） 近藤監査委員。

○議員（近藤昭文君） 具体的にどうこうって、ちょっと私も経緯の詳しいところは忘れましてところがあるんですけども、要は、児童の変遷があるし、それから、やっぱり長期債務を抱えているということで、洲本市と南あわじ市がどう負担していくかということもあるので、今後の課題として提起させてもらったということでもいいかと思うんですが、ただ、当然存続については、市議会もそうですし、地元地域、特に小学校、中学校についてのそういう合併とか、存続の問題については、地域でやっぱり基本的には話をしていくべきではないかと、そういうことも含めて問題提起させていただきまして、今後は、これが出たから即どうこうということにはならないと思うし、それも言ってますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（吉田良子君） 小島 一議員。

○議員（小島 一君） この意見がひとり歩きせんような形でないと、書き方もちょっと誤解を与えるような書き方なんか、そのものなのかちょっとよくわからないんですけども、これを受けて、教育長、どういうふうに捉まえておりますか。

○議長（吉田良子君） 浅井教育長。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 監査委員のほうから、こういうふうな課題があるという御指摘はいただいたところであります。今までこのような議論は一切しておりません。

ただ、幅広くこれから洲本市と組合立を進めていく上で、充実した取り組みになるように、どういうふうな方向がいいのかというのは、この解消という意味じゃなしに、全般的な議論は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田良子君） 小島 一議員。

○議員（小島 一君） そういうことであれば、やっぱりそういうふうな表現を使った書き方をしていただきたいなというふうに思います。

それともう一点は、一旦くすぶっておったのが、また最近淡路一市というふうな議論がちょっと再燃しかけておるんですけれども、そういったことを見た中で、果たして一つの学校をまた分けるというのがどうなのか、そういうふうなこともあって、特にこの解消ということが強調されたような部分に見受けられましたので、もしそうであれば、やはりこの組合立に至った経緯とか、何で今組合立が存続しておるんかというふうな歴史的な背景とか、合併を経ておるわけですけれども、そういう経緯をやはりじっくりと検証した上で、こういう書き方じゃなしに、やはりそういう議論はしていてもいいけど、一旦こういうふうに出されてしまいますと、必ずこれがひとり歩きする可能性があるんで、そこらは非常に注意していただきたいというふうに思います。答弁あれば、よろしくお願いします。

○議長（吉田良子君） 答弁はございますか。

山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 事務局としては、事務事業の軽減、また経費の削減となることから、監査委員さんの意見の理解はできます。

しかし、議員さんがおっしゃった、当初の組合がなぜ成立しているのかということ、議会制民主主義の立場から両市の住民、また、保護者の同意が得られるかなど、やっぱり慎重に考えていかなければならないと考えております。

○議長（吉田良子君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 私も、この監査委員さんからの留意事項についての、特に③、合理的な観点から組合の存続云々について議論していくべき時期に来ているのではないかと、一つ大きく目を引いたところでございます。

確かにこの地元では、広田組合立小学校、中学校について、納、鮎屋の住民からの視点で考えれば、やはり日常の会話でも時々こういう議論は出ます。いろんな意見も出ますし、確かに生徒数というのも非常に少なくなっている。やっぱり過去の時代背景というのはあるんでしょうけれども、やはり今現在の時代背景というか、社会情勢から考えても、私個人的には、まずは議論していくべき時期に来ているのではないかなというふうに思ったところでございます。

結果はどうであれ、議論していくべきというと、じゃあ最後のとんまつがどうかということを見ると、ちょっと難しい点もあるんかなとは思いますが、確かにこういう声というのは、地元でもいろいろな場においてもこういう意見というのがやっぱり出てきているというところがございますし、それは生徒数も非常に少なくなったということもございますけれども、何分この組合議会というのがなかなか、ちょっと言い方は申しわけないかとは思いますが、何か二度手間のような気がしてならないというか、何か非効率というか、この組合議会自体がですね。そういったところも意見としてもあるんでしょうし、いつまでこの組合というのも続けていくべきかなというところもございますし。

もっと発想を飛ばして考えれば、昭和の時代から過去何十年、この組合議会をやってきて、いろんなノウハウというのは積み重なってきているというところから考えますと、行政改革という視点から考えますと、この組合議会っていうところが本当に設けなければならないのかなというところも極端に発想が飛んでしまうんですけども、何か細目協定とか、基本協定とかを結んで双方の両市でやっていけば、行政の効率化にもなるんかなというところもございますし。

済みません、話が意見というか、何か雑多な意見になっちゃいましたけれども、個人的には、この③については、そういう時代の一つ来ているんかなというところもございますし、地元の声というか、そういった声も出ている時期でもございますので、これを機にこの議論を、先ほど教育長さんがおっしゃったように、全般的な議論を進

めていくとおっしゃいましたので、まずは全体的な議論をしていくことがいいんじゃないかなと。

済みません、これ、質問・意見というよりも、何か個人的な感想になっちゃいましたですけど、以上です。

○議長（吉田良子君） 浅井教育長。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 合理的な観点とか、地元がどういうふうにかかるとか、いろんな観点があるのかなというふうには思っております。

何より大事にしないといけないのは、やっぱり子供たちにとってどんな影響があるのかと、子供たちにとってどういうふうな環境がいいのかというふうな観点でも考えていかないといけないと。

組合の解消というふうな観点に絞らずに、常に洲本市とは、子供たちにとってどんな環境がいいのかという全般的な議論はしていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田良子君） 本條教育長。

○洲本市教育長（本條滋人君） 昭和34年ですかね、この組合立ができたのが。そのときの経緯については私は承知していない中ですが、やはりその部分もきっちりと把握しながら、加えて、やはり地元の意見も尊重しながら考えていきたいと同時に、先ほど浅井教育長が申し上げたとおり、やはり一番大事なところは子供の視点かなと考えておるところでございます。そのあたりを一番大事にしながら、今後進めていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（吉田良子君） 小嶋耕造議員。

○議員（小嶋耕造君） 今の意見についてですけれども、私、鮎屋地区です。今、子供のことを十分に考えていくつちゅうのを、ずっと覚えておいてほしいと思います。簡単にこの言葉で解消、存続を言うべきでないと。根底の昭和34年の文書等をみんながもう一度確認した上で、論議してほしい。ましてや、私のところもまだ小学校に孫



が3人おりますので、そこら辺も含めて子供の将来を考えた上の行政であってほしいと。もうお願いするしか、私はないんです。決め事はできません。この言葉で存続、協議、いろいろな言葉が飛び交いますが、私もきょう初めてこの文章の部分に触れるわけですけれども、十分にそこら辺を踏まえた上での協議をして、住民に説明がつくような配慮をしてほしい。お願いします。

以上です。

○議長（吉田良子君） 答弁はよろしいでしょうか。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 繰り返しになろうかと思えますけれども、焦点を絞るといふんじやなしに、幅広い観点で意見交換はしていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田良子君） ほかに質疑はありませんか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 決算書の中身について、1点質問させてください。

この決算書の中身って、もう既に終わったところでございますけれども、基本的には監査委員さんの方から特に問題なしというところで整理されてますので、それはそれでいろんな負担金とか、補助金とか、そういう支出で、本当に中身を見てみないと何とも言えないんですけれども、そこは監査委員さんがきちりと確認していただいているというところでございますので、特段詳細の中身をどうこう言うところは毛頭ございません。

ただ、その中で、じゃあそれ以外の中でどうしても1点だけ目にとまったのが、10ページのところの教育長さんの交際費っていうのが入ってるわけなんですけど、特に教育長さんをどうこうというところもございませんし、ましてや今まで管理者さんと議会側で、こういう整理で行きましょうと来ていたところかと思っておりますので、特に過去を振り返ってどうこう申し上げるつもりは毛頭ございません。

報酬費の中身を具体的に教えてくださいという趣旨は、やっぱり先ほども私が申し上

げましたように、今の時代に見合ったものになっているかどうかという観点で、やはりそれがどうもねということになれば、今後、これから改善していけばいいんじゃないかなという思いだけでの質問なんです。金額は非常に小さいですけれども、その中身を一つ教えていただけませんか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 予算額5万円に対し、支出額が2万5,000円ということで、慶弔費、また具体的には、近畿都市教育長会の交流会負担金5,000円というふうな、各種研修会、教育長の会議等により会議の相当分ということで、この金額については南あわじ市と案分しております。半分、半分ということで、5,000円だったら、会費は実質1万円となります。

以上です。

○議長（吉田良子君） よろしいですか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 疑うつもりは全くございませんし、ちょっとネット等で見てみますと、やっぱりこの交際費の中に、懇親会とか、送別会費とか、そういった何か個人的な意味合いのところでも交際費というのが積み上げられとるというのも、ほかの市町村でもございましたので、そういう思いもあってちょっと質問させていただいたんですけれども、そういったものが入っていないという理解でよろしければそれで結構ですけれども……。

以上です。

○議長（吉田良子君） 答弁はよろしいでしょうか。

山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 会食関係については、具体的には校長会の歓送迎会ということで、会費相当費用ということで交際費から1万円、結局は半額の5,000円は支出しております。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） その歓送迎会費というのは、校長先生、要は、先生方の歓送迎会ですね。それを、金額の大小ではなくて、公費から支弁するという妥当性、もしくは何かそういう内規というのがあるんですか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） やはり各種団体からこういった会合のお誘いがあります。その会費については、会費相当分の会費を交際費から捻出する場合がございます。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 今言っていたのは、理由ではなくて事象のような気がしたんですけど、本当にその歓送迎会とか、懇親会で公費から支弁する、金額は非常に小さいです、だから、私は金額には全くこだわってはいませんが、金額が小さいから、まあ、これはよしよということではなくて、やっぱり公費から支弁する以上は、それは公に資するものかどうかという物差しで判断すべきではないのかなと。

ただ、過去からこれをやっていたので、それは、まあ、いいかというような物差しかなっていうふうにも受けとめたんですけども、やっぱり金額の大小で判断すると物の本質を見失ってしまう危険性があると思うんです。やっぱりそういう発想をしているからこそ、肝心の大きなところで「まあ、いいか」っていう、そういうふうになっちゃうと非常に危険じゃないですかねっていう、だから、やっぱり判断基準、物差しというのは、それは公に資するものかどうか、妥当なものかっていう物差しで判断していくべきではないかなというふうに思います。

昔は、バブル期前の話でいうと、やっぱり役人天国というのもあったでしょうし、だけど、今の御時世は違いますもんね。個人的な歓送迎会や懇親会で、それ役所から費用出ますねんっていう、一般市民目線から見たら、それをよしと思われませんか。そこは一度立ちどまって、今後ちょっと検討していただければありがたいかなと。

過去、この組織の中で「これはよし」でっていうことでずっと来られてたんでしょ

うけれども、ですから、過去について云々というところを申し上げるつもりはございませんけれども、今後いま一度立ちどまって、そこは見直していくというか、検討していただければありがたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田良子君） 山見次長。

○教育次長（山見嘉啓君） 議員さんのおっしゃる意見も十分理解はできます。今後、会合の種類によってはそういうことも検討したいと考えております。

○議長（吉田良子君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 最後、いま一度同じことかもわかりませんが、はっきり言いまして、今はそういう時代じゃないと思うんです。もう行財政改革というのは待ったなしでやっているんです。これから人口減少で市の財源収入も非常に先細りになる、そういう切迫感が詰まった今の時代で、やっぱり金額の大小にかかわらず、非常に金額は小さいですけども、そういう発想っていうのは改めていくべきじゃないかなと思います。もう相当の役所で、これは改善されているはずなんです。

だから、「今後検討していきます」というところも、本来でしたら、時既に遅しというところもあるんかと思うんですけども、やっぱり今までこれはこれで来てた以上は、それはもう過去を振り返っても意味はないですから。やっぱりきっちりと認識して、整理していくべきところはしていくべき。

相当の役所でも改善はされていってますよ。一部の役所では、やっぱりいろんな不祥事や問題もあります。それは幾らでも出てきますけれども。その辺、いま一度ちょっと真に中で議論というか、検討をしていただければありがたいかなという、一つお願いの意味も込めてですけども。

○議長（吉田良子君） 浅井教育長。

○南あわじ市教育長（浅井伸行君） 御意見いただいている趣旨は、十分理解しております。いろんな種類の会議等に出席させていただいておりますけれども、今ここで、どこで線を引いてどういうふうにも削減していくかというふうな答えはできませんけれ

ども、そういうふうな目線で見たいというのが1点。

それと、南あわじ市だけではなしに、ほかの市町ともちょっと状況を確認させてもらいながら、改善できる部分は改善していきたいというふうに思っております。

○議員（木戸一善君） ありがとうございます。

○議長（吉田良子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

○議長（吉田良子君） 再開いたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 異議なしと認めます。

よって、さように決しました。

これより、認定第1号、平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田良子君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成29年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第4号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

教育次長、山見嘉啓さん。

○教育次長（山見嘉啓君） ただいま上程いただきました議案第4号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

では、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ686万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,788万5,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算について、事項別明細書をもって御説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金、1節分担金で、11万4,000円を減額しております。これにつきましては、南あわじ市と洲本市の総務費、小学校費、中学校費に係る分担金をそれぞれ精査した結果、南あわじ市で92万4,000円の増額と洲本市で103万8,000円の減額の合計でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で698万3,000円を増額しております。これにつきましては、平成29年度決算における収入額2億4,759万2,449円から支出額2億4,060万7,582円を差し引き、さらに補正前の額1,000円を引いた額でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

歳出に移りますが、3款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金で、78万9,000円を増額しております。これにつきましては、事務局職員人件費負担の増ということで、本年度支出見込みの事務局職員19名分の人件費1億6,639万2,000円に案分率、これについては、組合立の小・中児童生徒数470人を市内小・中児童生徒数3,731人で割った数値、12.6%を掛けて出た金額から、補正前の金額を差し引いた額でございます。

その下の3目教育振興費、20節扶助費では、79万円を増額しておりますが、これは、準要保護児童生徒に係る新入学児童生徒学用品等の支払いを入学前に行う目的で保護者に案内を送付した結果、想定以上の申請がふえたため、それに係る扶助費、具体的には学用品や給食費等の補助の増となっております。

続きまして、3款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料で、96万円を増額しております。これにつきましては、小学校体育館床研磨工事設計委託料で30万円と、同じく小学校ブロック塀改修工事实施設計委託料で40万円、特殊建築物定期点検報告委託料で26万円の合計で、96万円の増となっております。

また、15節工事請負費では、400万円増額しておりますが、これについては、小学校体育館の床研磨工事費でございます。小学校体育館の床につきましては、平成16年度に改修後、老朽化でフローリング等が摩耗し、傷等もありますので、サンダーがけ、油性ポリウレタン塗装を行いたいと考えております。

最後に、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料で33万円を増額しておりますが、これにつきましては、特殊建築物定期点検報告委託料となっております。

以上、歳入歳出それぞれ合計で686万9,000円の増額補正となっております。

簡単ではございますが、以上で、平成30年度の南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田良子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田良子君) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第4号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田良子君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成30年南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会いたします。

副管理者、洲本市長、竹内通弘さんより御挨拶がございます。

○副管理者(洲本市長 竹内通弘君) 本日の平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会、議員の皆さんにはお繰り合わせ御出席いただき、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認、平成29年度一般会計決算の認定、そして、平成30年度補正予算に御賛同いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、近年は、子供を取り巻く環境が大きく変化しております。この未来を担う子供たちがみずからの未来を切りひらく、今を生きる力を育むためには、学校だけではなく、社会全体総がかりで教育を行うことが必要ではないかと考えております。



職員の皆様方、議員の皆様方におかれましても、引き続きの御指導・御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

本年も、残すところあと1カ月余りとなりました。時節柄何かとお忙しくなることと存じますが、お体を御自愛いただき、御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田良子君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

先日の10月、広田小学校で開かれた学校づくりとして、オープンスクールが実施されました。多くの保護者の皆さんがたくさん子供たちの様子を見に行きたいと参加されておりました。

私も、学校訪問をさせていただきました。低学年では、先生の質問に対して、我先にと手を挙げ発表する姿や、また、高学年では、先生の話をしっかり受けとめている様子も見させていただきました。確かな学力、生きる力を育む教育、さらに進めていくことが必要と感じさせられた時間でありました。

さて、本定例会では、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分の承認、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定、平成30年度一般会計補正予算について審議をお願いいたしましたが、議員各位の御精励により無事議了し、閉会を宣告できましたことは、まことに御同慶の至りでございます。

朝夕の寒さ、冬の到来を感じるようになってまいりました。間もなく師走となり、何かとお忙しいとは存じますが、議員各位を初め、執行部の皆様方には、お体を御自愛なされまして、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

午前11時48分 閉会